

(仮称)河合町まちづくり基本条例 項目別論点と事例(基本分科会)

資 料 5 - ③

基本分科会 (総則、条例、町民、議会、首長、職員、文化等)		参画・協働分科会 (情報、住民自治、参加・参画と協働等)		団体自治・行政運営	
中川分科会長(審議会会長)		清水分科会長(審議会副会長)		事務局→全体会	
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目
前文					
総則	目的	情報	情報公開・共有 個人情報保護 住民自治のあり方・定義 住民自治の原則 地域自治組織 基礎的コミュニティ 参加、参画の権利 参加、参画と協働の制度 参画と協働のまちづくり 計画等への参画 審議機関への参画 まちづくり活動への支援 町民公益活動(NPO)		
	定義				
	基本理念				
	基本原則				
条例	位置づけ、体系化	住民自治	町政運営の原則 総合計画 行政組織 財政運営 法務政策 法令遵守、公益通報 (情報公開・共有) (個人情報保護) 説明責任、応答責任 広報・広聴、パブリックコメント 行政手続 行政評価 外部監査 危機管理 国県自治体間連携 広域連携		
	見直し				
	運用、第三者機関				
	町民の権利と役割、責務				
町民	子どもの権利	参加・参画と協働			
	事業者の役割と責務				
	町民投票				
	議会の役割、責務				
議会	議員の役割、責務、倫理				
	町長の役割、責務、倫理				
町長	町職員の責務、地域参加				
	町職員の責務、地域参加				
文化のまちづくり	生涯学習				
	文化振興、文化権、多文化共生、地域資源を生かしたまちづくり				

項目	論点
◆生涯学習	● まちづくりの基盤としての生涯学習という位置づけ ● 町民が学習する権利を有するという側面と、町が町民の学習を保障するという側面 ● まちづくりは学習から始まる。学習→自ら考える→行動 ● 個人の自己決定能力と集団の自己決定能力の確立 ● 自治事務としての「生涯学習」施策、個別条例への委任 ● 町民による政策立案に関する調査研究の支援等に踏み込むか。
	他自治体の条文例
	【朝来市】 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。 2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。 【吉野町】 町民は、豊かな人間性を育むとともに、市政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。 2 町及び町民は、町民の多様な学習の機会を提供するとともに、まちづくり活動への参加、参画を促すよう努めなければなりません。 【西脇市】 市は、参画と協働による市政を推進するため、情報及び学習の機会を提供するとともに、必要な制度及び施策を講ずるものとします。 【三郷市】 執行機関は、市民等が参加し、十分な効果をあげられるよう、市民等が市政や地域社会の課題について学習し、及び調査研究するための支援に努めるものとする。
	【佐用町】 町民等は、自ら生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。 2 町長等は、町民等のまちづくりに繋がる学習の機会を提供し、まちづくり活動への参加を促すよう努めなければならない。 【九重町】 住民は、まちづくりに関し、自ら考え行動するために、学習する権利を有する。 2 住民は、まちづくり活動について、必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 【甲良町】 町は、町民に地域学習の機会を確保することによって、町民の自律的なまちづくりを支援し、その社会参加の促進に努めなければならない。 ※市民(町民)の権利の中に、「市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有します。」(花巻市)という書き方もある。

項目	論点
◆ 文化、文化振興、文化のまちづくり	● 文化権(学習、享受、創造・制作、発表、文化的存在=多文化共生等)の保障 ● 文化の主体は町民、文化活動(創造、享受、政策等)の自立性、自由確保 ● 「市民(町民)文化」と「都市文化」の関係(文化芸術の享受、創造、参加、マネジメントと景観、街並み、観光、産業) ● 文化の対象 ⇒ 文化・芸術、市民文化、まちづくり、観光、産業。文化と教育、福祉、医療等との連携 ● 高齢者、障害者、青少年の文化芸術活動への配慮 ● 歴史、伝統文化への配慮 ◆ まちづくり基本条例に「文化」あるいは「文化振興」条項を単独で入れた自治体はほとんどない。⇒ <u>文化振興条例を持つ自治体は多い。</u> ・都道府県 33 ・政令指定都市 7 ・中核市 19 ・市町村 92 奈良県内では下市町も(2018.10.1 現在 文化庁調べ) 観光、世界遺産等を扱う条例はある。 ◆ まちづくり基本条例に書き込むなら、<u>理念と原則</u>か。 ◆ 文化財保護に関しては「<u>河合町文化財保護条例</u>」等に委任 ◆ <u>文化芸術基本法</u>(2001 年、2017 年改)、<u>劇場、音楽堂等の活性化に関する法律</u>(2012 年)、<u>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律</u>(2018 年)を参照することが必要 他自治体の条例例 【広陵町】 町は、文化芸術スポーツ活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人一人が文化芸術スポーツ活動の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するための環境整備に努めなければならない。 2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し、その保護に努め、先人が守り育ててきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。 【富士河口湖町】 町民及び町は、世界遺産を目指すまちとして、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、国際観光地であることを認識し、おもてなしの心にあふれるまちづくりに努めます。 【吉野町】 町民及び町は、私たちの誇りとする世界遺産等を有するまちとして、豊かな自然環境並びに歴史資源の保全と継承に努めるとともに、国際的な注目を集めていることに鑑み、国際観光地として、おもてなしの心あふれるまちづくりに努めます。 【益子町】 私たちは、文化財の重要性を認識し保護に努め、培われてきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。 2 私たちは、文化活動の担い手として、又は支援者として関わることにより、芸術文化の振興に努めなければならない。 【黒松内町】 町民と町は、先人が守り育ててきた美しい景観を次の世代に引き継ぐため、「自然景観」、「農村景観」、「市街地景観」及び「市街地景観」が一体となるよう、町の施設周辺ばかりでなく個人の家や周辺など、まちのすべてのものが景観を構成する重要な要因であり、公共性を帯びることを認識し、形状や色彩等に注意を払い、周辺の景観を阻害することのないよう、まち全体の財産として訪れる人へも潤いを与えられるよう、守り、育てるよう努めます。

	【亀山市】 まちづくりに当たっては、歴史の尊重及び文化の振興に努めなければならない。 【由布市】 市及び議会は、市民等の共有の財産として、市民等が健康で文化的な生活を営むことのできる環境並びに豊かな自然及び良好なまち並み景観の保全並びに形成に必要な施策を計画的に推進しなければならない。 2 市民等と事業者及び交流者は、関係する法令及び条例等を守り、由布市の優れた環境や景観の保全と継承に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとする。 【邑南町】 町民は、培われてきた伝統的文化や暮らしを大切にするとともに、将来にわたり引き継ぐよう努めるものとする。 【軽井沢町】 町は、軽井沢町の貴重な財産である歴史及び文化を維持し、誰もが住みよいまちづくりを推進するため、社会情勢の変化、法律の改正等にあわせ、この条例の改正等を行うものとする。
--	---